

障がい者(児)緊急時入所事業開始

加西市では、地域で生活する障がいのある方とその家族を支援するため、令和5年4月より緊急時に短期入所ができる施設を確保しました。ご家族など介護を行われている方に疾病や急用などが生じ、自宅で介護を受けられなくなった場合に利用できます。なお、確保されているお部屋は、短期入所の予約が取りにくい土休日、年末年始に限りません。緊急時に備えるお守りとして是非、事前登録を

8050問題、不安解消へ

お問い合わせ。協力施設・ナーシングピア加西、希望の郷。制度の利用については、担当の相談支援専門員か、基幹相談支援センターやすらぎ、地域福祉課にご相談もしくは市ホームページをご覧ください。問合先・基幹相談支援センターやすらぎ ☎④6708、地域福祉課 ☎④8725

ココイチ創業者 宗次氏講演会

「ココイチのカレー」と言えば誰もが知っているCOCO壱番屋。国内に約1200店舗、海外に約200店舗を展開するカレー専門店チェーンへ成長させた創業者の宗次氏が、人に寄り添い助け合う社会をテーマに「宗次流」のやさしさをお話します。孤児院、極貧生活など壮絶な幼少時代を経験した宗次氏ならではのお話です。

みんなの幸せのために ~人に寄り添い助け合う社会~

日時：7月22日(土) 13時30分～15時
場所：市民会館文化ホール
講師：カレーハウスCOCO壱 番屋 創業者 宗次 徳二氏
問合先：加西市民生委員児童委員事務局(福祉企画課内) ☎④8724 ※健康ポイント対象事業です
カレーは5辛 トークは甘口



宗次 徳二氏

予防接種 受け忘れはありませんか？

「日本脳炎」「麻しん・風しん混合2期」「二種混合」の予防接種を受けておられない方は早めに受けましょう！
接種方法：加西市指定医療機関(ホームページ参照)へ電話予約
接種費用：無料
必要物品：母子健康手帳・体温計・健康保険証(本人確認のため)・予防票
※予防票のない方は医療機関または健康課まで
問合先：健康課(健康福祉会館1階) ☎④8723

予防接種名	回数	望ましい接種時期	法的な接種可能年齢
日本脳炎	1 期初回	2 3歳～4歳	3歳～7歳6カ月未満
	1 期追加	1 4歳～5歳	9歳～13歳未満
	2 期	1 9歳～10歳	9歳～13歳未満
特例措置		H15.4.2～H19.4.1生まれ *4回接種のうち不足回数分を20歳未満の間、接種可能	
麻しん・風しん混合(MR)	2 期	1 年長児	H29.4.2～H30.4.1生まれ
二種混合(DT)(ジフテリア・破傷風)	1	1 小学校6年生	11歳～13歳未満

新型コロナウイルスワクチン接種情報

令和5年春開始接種 実施中
期間：令和5年8月31日まで
対象者：65歳以上の方、基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い方など
新型コロナウイルスに感染した場合の重症化予防効果も期待できるため、積極的な接種をご検討ください。

詳細は、市ホームページかコールセンターでご確認ください。※他市から転入された方は、接種歴を把握できていないため、接種券の発行申請をお願いします。問合先：市コールセンター ☎④2204



加西市SDGsロゴマーク募集

加西市の特徴・魅力である「ほごよい規模」を活かした人と人とのつながりや企業・団体等の連携の強化により、SDGsの推進を図り、一緒に市の課題解決に取り組めます。よりよいまちを次世代につないでいくために、加西市におけるSDGs推進の象徴となるロゴマークを募集します。
応募資格：どなたでも
応募期間：7月31日(月)まで
応募方法：電子データでの応募に限ります。※おひとり2点まで応募可。詳しくは市ホームページをご覧ください。



詳細・応募はこちら

「先端設備等導入計画」認定申請

加西市内に事業所を有する中小企業者等が、設備投資を通じて労働生産性を向上させるために策定する「先端設備等導入計画」の認定の申請を受付しています。新たな特例制度が措置されることとなり、固定資産税の特例における特例率や要件が変更となりました。主な支援策：認定後に取得した償却資産の固定資産税が、3年間1/2に軽減(賃上げ方針の表明をした場合は5年間もしくは4年間1/3に軽減)※先端設備等は「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。
特例措置期間：令和7年3月31日まで
詳しくは市ホームページをご覧ください。
問合先：産業振興課 ☎④8740



国民年金保険料免除・納付猶予申請

収入の減少や失業等により国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除・納付猶予になる制度があります。
令和5年7月から令和6年6月までの免除・納付猶予を希望されるときは、これまで免除を受けていた方も申請が必要です(継続免除該当の方を除く)。また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。
なお、前年の所得を基準として審査されますので、前年の所得の申告をしていない方は申告が必要です(無収入の場合も必ず申告してください)。
保険料を納めないままにしておくと、老齢年金や、いざというときの障害年金や遺族年金を受け取ることができない場合がありますので、納付が困難な場合は必ず手続きをしてください。
問合先：市民課 ☎④8722、加古川年金事務所 ☎079-427-4740

●免除・納付猶予の種類

区分	保険料月額	所得審査の対象	
免除	全額免除	0円	・本人 ・配偶者 ・世帯主
	3/4免除	4,130円	
	半額免除	8,260円	
	1/4免除	12,390円	
納付猶予(50歳未満の方)	0円	・本人・配偶者	

●申請に必要な物

年金手帳または基礎年金番号通知書
※失業を理由とするときは、「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」等の写し

●申請場所

市役所1階⑤番国民年金窓口または加古川年金事務所
マイナポータルから電子申請が可能です。



マイナポータル

広告

広告

広告

広告